

## ヒルフェ通信(3月号) ❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆2019年度研修が終了しました

令和2年2月6日、第5回更新研修が開催されました。今年度最後の研修ということで、講義に先立ち、山崎理事長より下記のようなお話がありました。

「成年後見は、今や日常において重要な位置を占めています。日行連でも、コスモスはもちろん、提携関係にある北海道、岡山、そして東京のヒルフェが共通の研修、共通の管理体制を目指そうしています。また、平成29年に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されてから、地域連携ネットワークが構築されつつある中で、行政書士も専門職団体として、何とかそこにはいるべく、各地区においても積極的に動いていただきたいと思います。」

一部の地区ではすでに、地区の委員にヒルフェを入れたいと言われているところも出てきています。また、成年後見は、これまでの財産管理偏重から寄り添い型にかわりつつあり、それぞれヒルフェが目指してきたものです。そして、今後は法人後見への取組みも少しずつ広げていきたいと考えています。」

また基礎研修を終えた第14期の方々も全研修を終え、効果測定・面接も終了し、この号が出ているころには、またヒルフェに新しい仲間が増えていることと思います。専門職団体としての認識を外にも広げるべく、少しずつでも着実に進んでいきたいものです。



### ◆東京家庭裁判所より後見センターレポートvol.21、22ができました

#### 【成年後見人の選任について】

家庭裁判所において、最も適切な後見人を選任することができるための方策を検討するため、最高裁判所と専門職団体との間で後見人の選任の在り方について意見交換を行い、平成31年1月、全国の家庭裁判所にその内容を情報提供しました。



＜最高裁と専門職団体との間で共有した後見人の選任の基本的な考え方＞

#### ① 身上保護等の観点も重視した後見人の選任

・親族等の候補者がいる場合は、選任の適否(親族間で意見が対立しているなどの事情がないかどうかなど)を検討。

・ご本人のニーズや後見事務における課題の専門性、候補者の能力・適性、不正防止の必要性などを考慮。

#### ② 中核機関等による親族後見人の支援の必要性

親族等候補者に適格性があると判断されるときは、中核機関等の支援のもとで後見人として選任する。中核機関等の後見人支援機能が充実していない場合は、専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討する。

#### ③ 後見人選任後も後見人の選任形態等を柔軟に見直し

ご本人のニーズ、課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う。

上記のほか、最高裁と専門職団体との間で共有した成年後見監督人の選任についての考え方、具体的な選任事例として、親族が後見人候補者とされているケースで、親族候補者が選任されなかった事例や、後見監督人選任の必要性が高いと判断される事例が掲載されています。詳細は、後見サイトをご確認ください。

●東京家庭裁判所の後見センターレポートは、すでに会員MLにてのご案内しております。ヒルフェ広報では、後見関係の情報を今後も発信してまいります。まだ、ML登録されていない会員の方は、ぜひご登録ください。